

国自情第243号
令和3年1月7日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局自動車情報課長
(公印省略)

自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて

令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されたことに伴い、申請者等の負担を軽減するため、自動車登録申請に添付する書面の有効期間について、特例として、自動車登録令(昭和26年政令第256号)第16条第1項中の「やむを得ない場合」に該当するものとして、同条第3項にかかわらず、下記1.(1)の取扱いとし、また、「自動車保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」(平成3年6月25日付け地管第54号)及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」(平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号)にかかわらず、下記1.(2)及び(3)の取扱いとするので、管内の運輸支局等へ遺漏なきよう周知されたい。

記

1. 延長後の満了日

(1) 印鑑に関する証明書の有効期間について

令和2年10月8日から令和3年4月7日までの間に発行されたものについては、令和3年7月8日をもって満了するものとする。

(2) 自動車の保管場所を確保していることを証する書面の有効期間について

令和2年11月30日から令和3年5月28日までの間に発行されたものについては、令和3年7月8日をもって満了するものとする。

※ 「自動車保管場所証明書の取扱いについて(平成3年6月25日付け事務連絡)」において、「概ね1ヶ月」とは「40日」とされている。

(3) 自動車の使用の本拠の位置を証する書面及び使用者の住所を証する書面等の有効期間について

令和2年10月8日から令和3年4月7日までの間に発行されたものについては、令和3年7月8日をもって満了するものとする。

2. その他

- 本通達は、令和3年1月8日より適用する。

令和3年1月8日



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車申請書の添付書類の有効期間を延長します
～新型コロナウイルス感染症対策～

令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことにより、検査対象軽自動車の新規検査申請等を予定通り実施できないまま、添付書類の有効期間が満了してしまうおそれがあることから、添付書類の再発行に伴う申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、添付書類の有効期間を延長する取扱いを実施いたします。

○ 添付書類の再発行に伴う申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、検査対象軽自動車の新規検査及び自動車検査証記入申請等に添付が求められている以下の書類については、令和3年1月8日より以下のとおり有効期間が満了してもなお有効なものとして取り扱う措置を実施いたします。

・ 使用者の住所を証する書面（住民票や印鑑（登録）証明書又は登記事項証明書等）

令和2年10月8日から令和3年4月7日までに発行されたものについて、令和3年7月8日までの間に軽自動車検査協会の窓口へ提出のあった場合においては、有効なものとして取り扱います。

※ 登録自動車についても、自動車登録申請書の添付書類に関して、同様の取扱いが実施されます。詳しくは、国土交通省各運輸支局又は自動車検査登録事務所へお問い合わせください。

※ 緊急事態宣言は1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象としていますが、本取扱いの対象地域については全国一律としております。

2021 軽 検 検 第 3 号
令和 3 年 1 月 7 日

日本行政書士会連合会会長 殿

軽自動車検査協会

理 事 長

(公印省略)

事務所等における申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて

平素より、当協会の業務について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことにより、検査対象軽自動車の新規検査申請等を予定通り実施できないまま、添付書類の有効期間が満了してしまうおそれがあることから、添付書類の再発行に伴う申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、別添のとおり、添付書類の有効期間を延長する取扱いを実施いたします。

つきましては、貴会会員様への周知よろしくお願いいたします。

自動車登録申請における添付書類の取扱い関係 Q&A

問 1 (趣旨)

今般、自動車登録申請における添付書類の有効期間を延長することとした趣旨は。

答 1 令和 3 年 1 月 7 日に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、対象地域においては、外出自粛等の影響により、登録原因となる自動車の取得や譲渡を本来予定していた時期よりも後ろ倒しにせざるを得なくなった結果、事前に取得していた添付書類の有効期間が満了した、又は満了するケースが予想されます。

添付書類の有効期間が満了してしまうことによって、申請者は、当該添付書類を再取得するため、改めて発行官署に赴き発行手続きを行わなければならない、申請者、発行官署双方が負担を強いられることとなります。

このような状況に鑑み、申請者等の負担を軽減するため、添付書類の有効期間が延長してもなお有効なものとして取扱う措置を実施するものです。

問 2-1 (車庫証明書の有効期間)

現在、令和 2 年 1 2 月 1 日に発行された車庫証明書がありますが、有効でしょうか。

答 2-1 有効です。車庫証明書については、令和 2 年 1 1 月 3 0 日から令和 3 年 5 月 2 8 日までに発行されたものについて、令和 3 年 7 月 8 日までの間に窓口へ提出のあった場合に、有効なものとして取り扱うこととなります。

問 2-2 (印鑑証明書の有効期間)

現在、令和 2 年 1 0 月 8 日に発行された印鑑証明書がありますが、有効でしょうか。

答 2-2 有効です。印鑑証明書については、令和 2 年 1 0 月 8 日から令和 3 年 4 月 7 日までに発行されたものについて、令和 3 年 7 月 8 日までの間に窓口へ提出のあった場合に、有効なものとして取り扱うこととなります。

問3 令和3年1月8日（以下、「基準日」とする。）を基準日とした理由は。

答3 新型コロナウイルス感染症対策本部より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことにより、緊急事態措置として外出自粛を求めたことによります。

今回の措置によって救済の対象となる者は、1月8日からの緊急事態宣言適用日以降、新型コロナウイルス感染防止のため、登録原因行為を控え、不要不急の申請を回避される方等を想定しています。その回避期間中に有効期間切れとなった添付書類について、申請者負担を減らすよう救済するには、基準日を緊急事態宣言適用日とする必要があります。

問4 基準日における対象地域は1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）ですが、対象地域を全国一律とした理由は。

答4 緊急事態宣言は1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象としていますが、自動車の流通においては全国の都道府県の県境を越えての申請が多いことに鑑み、対象地域は全国一律としております。

問5 基準日時点において有効な書面にかぎり認めていますが、各書面の始期にあたる日付以前の発行日の書面は、有効になりえないのでしょうか。

答5 本取扱いによる特別な措置を講ずるにあたっては、始期にあたる日付以前は措置の対象外としており、基準日以前であれば申請が可能であったと考えておりますので、ご理解願います。

問6 終期日について、その日付とした理由は。

答6 特定非常災害特措法に伴い政令が発出された場合、特定権利利益に係る満了日を最大6か月延長する措置をとることができる定められているため、これを参考にしております。

問7 緊急事態宣言が解除されても、延長措置は継続されるのでしょうか。

答7 今回の取扱いの主旨は、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた社会経済活動の停滞に伴い、登録原因が遅れる中で、事前に取得していた添付書類の有効期間が満了してしまう事態への対応を想定しております。このため、今後、緊急事態宣言が解除されていくとしても、原則として、本取扱いのとおり実施していくことを想定しています。ただし、今後の具体的な状況の推移によっては、必ずしも、この限りとはならない点については、ご留意願います。

問8 所有者変更記録申請に添付する新所有者の住民票も延長措置の対象になるのでしょうか。

答8 対象となります。

問9 自動車保有関係手続きのワンストップサービスを利用して申請する際に書面で提出する添付書類について延長措置の対象になるのでしょうか。

答9 令和3年1月8日から令和3年7月8日までの間に受付審査のため書類の提出があった申請について対象となります。

問10 有効期間の記載のある委任状も延長措置の対象になるのでしょうか。

答10 対象外となります。有効期間の記載のある委任状については、その有効期間を含めて、委任者の方・受任者の方の間で、その具体的な事情に鑑み個別に合意されたものですので、当事者の方の合意によらずに、これを変更することはいたしません。

問11 変更登録における所有者の氏名変更等の挙証資料である戸籍謄本の有効期間は延長措置の対象になるのでしょうか。

答11 対象となります。

問 1 2 希望番号予約済証の有効期間は延長措置の対象になるのでしょうか。

答 1 2 希望番号予約済証の有効期間については、ユーザーが希望ナンバーを予約する際に、ナンバープレートが入手できる期限を示しているものであり、今回の有効期間の延長措置の対象にはなりません。